

社会的養育推進計画の見直しに向けて 児童福祉審議会専門部会

現行計画

【令和2年3月 東京都社会的養育推進計画策定】

- 平成27年に策定した「東京都社会的養護施策推進計画」を全面的に見直し、新たな推進計画として策定
- 令和2年度から令和11年度までの10年間の計画

<理念>

社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行います。

<主な目標>

- ・里親等委託率（合計）：37.4%
- ・フォスタリング機関実施数：全ての都児童相談所担当地域で実施

<具体的取組>

- 1 家庭と同様の環境における養育の推進
- 2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- 3 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- 4 児童相談所の体制強化
- 5 一時保護児童への支援体制の強化
- 6 子供・子育て家庭を支えるための取組
- 7 計画の進捗管理と見直し

(現時点) 国の策定要領案の見直しのポイント

1 計画期間

令和7年度から令和11年度の5年1期として策定

2 項目

- ・改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直し(現行11項目⇒13項目)
「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」、「障害児入所施設における支援」を新設
- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

3 計画記載事項

- ・項目ごとの「現行計画の達成見込・要因分析等」
- ・「資源の必要量等」「現在の整備・取組状況等」
「整備すべき見込量等」

4 評価指標

- ・項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定し、取組の進捗状況を把握

東京都の検討体制

- 国の策定要領案では、計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととされているため、専門部会を設置し、令和6年度末までに都が策定する計画に意見を反映
- 今後国から示される策定要領等を踏まえ、論点を整理
- 併せて、当事者である子供や区市町村の意見も聴取
- ▶ 令和6年5月に専門部会を立ち上げ、同年12月に専門部会としての意見を取りまとめ
- ▶ 令和7年2月にパブコメを行い、同年3月に計画策定を予定